

アセスメントに関する意見及び質問

2003.10.7 栗林勝彦

今回のアセスはアセス法に基づく事業アセスであって、法的には具体的な事業を対象としています。一方、アセス法には、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行なうほど、高い効果が上げられるとの記述もあります。とは言っても構想段階における事業アセスの実施は、事業着手に向けての一步との都知事発言にもあるように、具体的な事業を前提にしているとも解釈されます。構想段階におけるアセスの位置づけを明確に規定することが重要です。

複数のアセス関係者は次のような見解を述べています。

「通例では、アセスの調査会社は調査結果を集積し、資料を作るが、殆どの場合、環境影響は軽微とされ、計画案を否定することは困難な場合が多い。

今回のアセスに関しては、昨秋にも予算化され、すでにコンサルと契約がなされているものと推測できる。今回のアセスのプロセスは事業アセスそのものである。

さて、自然界のことはよく解からないのが常識で、どれだけ詳しく調べても、その影響は事業を実施しなければ解からないことが多い。これが現在のアセスの盲点であり、特に地下深い世界はその水理地質さえ解明されていない。おそらく、ボーリングの実施も不十分な現在、環境アセスと称して地質を調べる手段にもしていることが考えられ、今後の工法は結果を見て検討されるものと推測できる。現段階で、事業内容の詳細が出てこないのもこの辺に原因があると考えられる。環境アセスの結果、工法だけが固まり、影響は軽微と片づけられる公算が高い。

自然界のことは解からないことが多くても、その道の専門家ならば環境のことは概ね推定できることであり、詳細な環境アセスを実施しても、それ以上の答えとはならないものである。」

このような専門家の見解から推測すれば、環境アセスメントから必要性の判断を導くためには、特段の慎重さが必要です。

アセスには社会性や経済性の視点が無いので、アセスだけでは必要性を論じることは難しいこと、単体事業を対象としているので、累積的な影響の回避低減の検討が不十分になるなどが識者に指摘されています。

平成13年のセミナーに於て、環境省担当官は、「現行の事業アセスでは回避・低減の幅が限られていて、環境への配慮が必要な場合でも検討が限られている。」と述べています。

構想段階のアセスは、①公衆や専門家への意見の聴取が不可欠、②複数案の比較評価が必要、の二点を挙げる有識者がいます。それは、①単体事業では累積的影響の評価が出来ない、②構想段階で、『無い場合』も含めて、有効かつ広範な代替案も検討することで、最良の案を選ぶことが可能になる、の理由によると、ある識者は述べています。

これらの事情を勘案した上で、次のようなことを私は質問及び提案します。

【質問】

①沿線地域の環境に与える影響が大きいと判明した場合には、計画を止めることもある」との局長書簡に鑑み、どんな場合に影響が大きいと判断するのかについて、あらかじめ具体的な判断基準を明確に示すことが出来るか、又は判断のための機会が用意されるか。

アセス法では、環境影響を回避・低減するためにベストを尽くすべきとの考え方が示されているが、さらに『無い場合』との比較検討(所謂0オプション)を実施することで、より客観的な環境影響評価が可能になると思うが、見解を問う。

②現在が構想段階であることに鑑み、アセスのフローチャートに書かれている計画案をどのように位置づけるのか。

③アセスをどのように必要性の議論にリンクさせるのかについて、プロセスを明確にしておくことが必要です。必要性の議論には経済性、社会性の視点もあり、アセスだけを突出させないことが重要です。9月22日の日経新聞で、都の課長は、「議論の材料を提供するのが狙いで、建設を前提にしたものではない」と述べられているが、これは「必要性の議論の材料にする」と理解して良いのか。

【提案】

④PI的手法に関しては、アセスのミチゲーションの考え方に則り、単に方法書や準備書の公告縦覧の際の意見書募集にとどまらず、可能な限り沿線住民の懸念に応えるために、繰り返し何度も意見の取り取りを行い、住民の意見を評価に反映させることが重要です。

市民参加のPI的手法によるアセスメントの実施のために、住民参加型のアセスの採用を提案します。参加型アセスの目的は、

- (1)地域住民が持っている様々な懸念を引き出す。
- (2)地域が持っている環境に関する情報の蓄積を活用する。
- (3)環境影響の回避・低減のためのプランをつくる。

●平成14年に環境省が発表した参加型アセスのモデルが有効です。一つの考え方として、協議員が主体となって参加型アセスの設計を行なうことが良いと考えます。

以上